

前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について（議案第38号）

職員課

1 改正の理由

雇用保険法及び国立大学法人法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 失業者の退職手当について定める規定において、雇用保険法の引用条項等を改める。
- (2) 旧国立学校設置法に規定する国立学校の職員であった者に対する退職手当が不支給となる場合を定める規定において、国立大学法人法の引用条項を改める。

3 施行期日

2の(1) 令和7年4月1日

2の(2) 公布の日